

保育園と薬について

たちばな保育園園長 井原 佳明

1. お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載していただき、薬に添付して先生に手渡ししてください。
2. 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
3. 保護者の個人的な判断で持参した薬は保育園としては対応出来ません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。
5. 「熱がでたら飲ませる」「咳がでたら・・・」「発作がおこったら」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。
6. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投与や処置については、保育所保育指針（厚生省）によって子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要となります。
7. 持参する薬について。
 - ① 医師が処方した薬には必ず初日に「連絡票」を添付して下さい。
 - ② 使用する薬は一回ずつに分けて当日分のみご用意下さい。
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。（保育園用の容器をご用意下さい。）
8. 主治医の診断を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることを、お伝え下さい。

連 絡 票

	平成	年	月	日
依頼者保護者氏名	印	連絡先☎		
子ども氏名		クラス名		
主治医	病院・医院	TEL	—	
病名（又は症状）				
①持参した日は 年 月 日に処方されたものです。				
②保管は 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ ）				
③薬の剤形は 粉 ・ 液（シロップ） ・ 外用薬 ・ その他（ ）				
④薬の内容は 抗生物質・解熱剤・咳止め・かぜ薬・外用薬・その他（ ）				
⑤使用する日時 年 月 日から 月 日まで 食事（おやつ）の 前 ・ 後 その他（ ）				
⑥外用薬などの使い方				
⑦その他の注意事項（主治医からの指示等）				
1	保育園受領者	保管者時サイン	月	日 時 分
日	投与者サイン	投与時刻	月	日 午前・午後 時 分
2	保育園受領者	保管者時サイン	月	日 時 分
日	投与者サイン	投与時刻	月	日 午前・午後 時 分
3	保育園受領者	保管者時サイン	月	日 時 分
日	投与者サイン	投与時刻	月	日 午前・午後 時 分